

磁石製娯楽用品及び吸水性合成樹脂製玩具の 特定製品への指定について

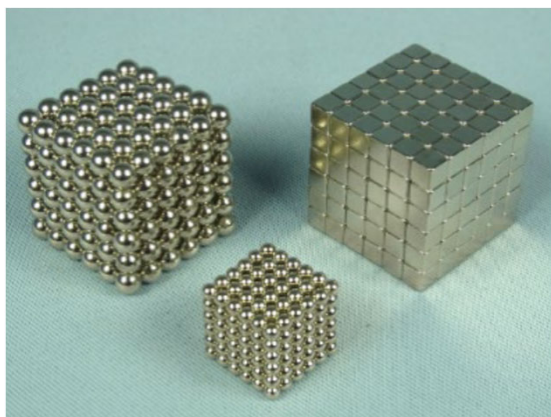
令和5年1月30日
産業保安グループ
製品安全課

磁石製娯楽用品（マグネットセット）について

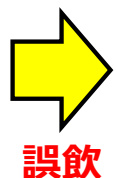
磁石製娯楽用品（マグネットセット）の誤飲事故の概要

- 複数の球体又は立方体のネオジム磁石等で構成され、組み合わせることで様々な形を造形するなど娯楽目的で使用される製品。
- 磁石1個の直径又は一辺の長さは3から5mm程度で、**数百個で構成**される。
- **複数個誤飲**すると、**強力な磁力により消化管を挟んで留まり、腸壁などを穿孔する場合**もある。
- **自然排出されにくく**医療機関において**外科的手術等により摘出**する必要がある。

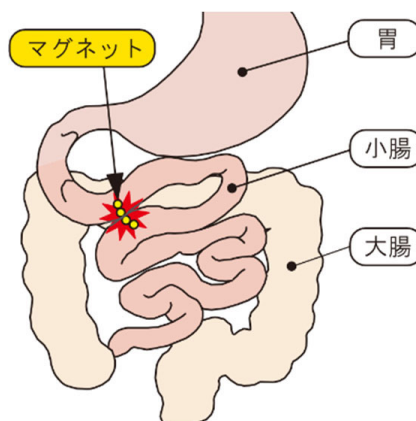
マグネットセットの概要と事故発生までの流れ



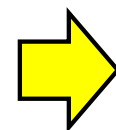
製品例：国民生活センター
消費者安全調査委員会



誤飲



消費者安全調査委員会
「マグネットボール、キューブ 誤飲すると非常に危険！小さな子に触らせない！」



事故発生



日本小児科学会「Injury Alert（傷害速報）」
磁石と鉄球の誤飲による小腸穿孔の類似事例 3

- 直径又は一辺の長さが3から5mm程度の球体又は立方体の**ネオジム磁石**
- **数百個**で1セットとして販売されている

- 腸壁を挟んで、**強力な磁力のネオジム磁石が引き合う**
- 磁石はその場に留まり、**自然排泄されにくい**

- 挟まれた腸壁への血流が滞り、**最悪の場合腸管が壊死し、腸管が穿孔等する可能性**がある
- 摘出には医療機関において**外科的手術が必要**

マグネットセットの誤飲による事故事例

- 平成29年1月から 令和3年12月までの**5年間で10件**の事故が報告(※1)されており、国民生活センターによれば**令和4年6月にも同種の事故が発生**(※2)。
- **3歳までの子ども**が誤飲した事例が最も多い。
- マグネットセットは、数十個から数百個を1セットとして販売されており、大きさが小さいことや数が多いことから、その一部が紛失しても気づきにくく、**保護者が誤飲を認識しにくい**。

(※1)消費者安全調査委員会事故等原因調査報告書(令和4年3月24日)
(※2)国民生活センター「強力な磁力を持つネオジム磁石製のマグネットセットの誤飲事故が再発！」(令和4年9月14日)

具体的な事故内容

	発生年月	被害者年齢	購入場所・購入理由	事故の詳細
事例1	平成30年 1 月	1歳9ヶ月	インターネット・本人用玩具として	3mmの球状の磁石からなる磁石製娯楽用品の内、37個の磁石を誤飲。嘔吐したことから、かかりつけ医を受診も、原因が判明せず、別の病院を受診しX線検査を行ったところ、腸管内の異物を認め腸閉塞の診断。外科的手術を要した。
事例2	令和2年9月	1歳7ヶ月	インターネット・兄用の玩具として	5mmの球状の磁石からなる磁石製娯楽用品の内、5個の磁石を誤飲。半月程、腹痛を訴えることがあったが自然回復し一過性で問題視していなかったが、食欲低下、間欠的啼泣が出現し、近医を受診したところX線で異物を認めたため、対応可能医療機関へ救急搬送された。外科的手術を要した。
事例 3	令和2年11月	1歳6ヶ月	インターネット・兄用の玩具として	5mmの球状の磁石からなる磁石製娯楽用品の内、15個の磁石を誤飲。嘔吐や食欲低下があったことから、翌日、一次医療機関を受診しX線で胃内異物を認めたため、A病院を紹介受診し、高次医療機関Bに緊急搬送。外科的手術を要した。
事例4	令和4年6月	2歳	インターネット・兄姉用玩具として	5mmの球状の磁石からなる磁石製娯楽用品の内、7個の磁石を誤飲。無症状であったが救急要請し、受診した医療機関のX線で胃内異物を認め、腸管移動中に腸管穿孔のリスクがあったため、全身麻酔下、内視鏡を用いて摘出した。

関係機関によるこれまでの対応

- 国や主要なネットモール等運営事業者が連携し、断続的に注意喚起の対応を行ってきたが、事故件数の減少は見られない状況。
- 令和4年3月には、消費者安全調査委員会より経済産業大臣宛に法令による規制を検討する旨の意見具申もなされた。
- これを受け、令和4年6月に、経済産業省は、主要なインターネットモール事業者に対し、当該製品が子供の手に渡らないよう、文書により協力を要請した。

各機関からの注意喚起等の対応経過

平成30年4月	国民生活センター、経産省から主要モールへ注意喚起を要請
令和3年11月	消費者安全調査委員会及び日本小児科学会が注意喚起
	経産省から主要モールへ注意喚起を要請
令和4年3月	消費者安全調査委員会の調査報告、経産省への意見具申
令和4年6月	経産省から注意喚起と主要モールへ協力要請

消費者安全調査委員会による経済産業大臣への意見（令和4年3月）

- （１）法令による規制
マグネットセットが子どもの手に渡らないようにするため、ISO8124-1及び諸外国における規制と同等以上になるよう、対象年齢、大きさ、磁束指数等を基準とする法令による規制の検討を行うこと。
- （２）インターネットモール事業者への協力の求め
法令による規制が行われる前においても、マグネットセットが子どもの手に渡らないようインターネットモール事業者に協力を求めること。

経済産業省からネットモール事業者に対する協力要請（令和4年6月）

マグネットセットの商品説明や表示において講じていただきたい対策内容

- ① 14歳以上が使用するものであること明記する。
- ② 子どもが誤飲し開腹手術が必要となった重大事故が複数発生していることを明示しつつ、子どもの手には触れさせない旨の注意喚起をする。
- ③ 子どもの使用や幼児教育を想定した表現を行わない。
具体的には「子ども」や「親子」といった表記の他、「おもちゃ」、「知育」や「教育」等の子どもが使うことを想定した表現を用いない、子どもの写真画像やイラストを使用しない。

現行制度（特定製品）の概要について

- 消費生活用製品安全法では、消費生活用製品のうち、「構造、材質、使用状況等からみて一般消費者の生命又は身体に対して特に危害を及ぼすおそれが多いと認められる製品」を「特定製品」として政令で指定し、特定製品の製造及び販売を規制している（法第2条第2項）。現在、政令で10品目が指定されている。
- その上で、特定製品に指定された製品は、技術基準に適合していなければ、PSマーク（法第13条）を表示することができず、販売し、販売の目的で陳列することができなくなる。（法第4条第1項）

消費生活用製品安全法
第2条第2項 この法律において「特定製品」とは、消費生活用製品のうち、構造、材質、使用状況等からみて一般消費者の生命又は身体に対して特に危害を及ぼすおそれが多いと認められる製品で政令で定めるものをいう。
第4条第1項 特定製品の製造、輸入又は販売の事業を行う者は、第十三条の規定により表示が付されているものでなければ、特定製品を販売し、又は販売の目的で陳列してはならない。

特定製品の指定に係る判断基準について

指定に係る判断基準	具体的趣旨
構造、材質、使用状況等	消費生活用製品の危害が、 <u>「構造、材質」等のその製品のもつ品質やその製品が使われる方法や場所等の「使用状況」により生ずることから、法が消費生活用製品による一般消費者の生命又は身体に係る事故の発生を防止することを目的として、特定製品として定めうる「製品」の特性として考慮すべき要素として示したものである。</u> 使用状況については、正しい使用状況のほか、 <u>予見可能な誤使用により発生する危害を回避するための方策を講ずることも含まれる。</u>
特に危害を及ぼす恐れが多い	構造、材質、使用状況その他の要素を考慮した上で、以下1及び2に基づいて判断している。 1.事故が発生した場合生じると考えられる事故のひどさ 2.危害の頻発度または危害発生の可能性

(参考) 消費生活用製品安全法の特定製品

特定製品の定義	追加した年
別表第一（第一条、第六条関係）	
一 家庭用の圧力なべ及び圧力がま（内容積が十リットル以下のものであつて、九・八キロパスカル以上のゲージ圧力で使用するよう設計したものに限る。）	昭和49年
二 乗車用ヘルメット（自動二輪車又は原動機付自転車乗車用のものに限る。）	昭和49年
三 乳幼児用ベッド（主として家庭において出生後二十四月以内の乳幼児の睡眠又は保育に使用することを目的として設計したものに限るものとし、揺動型のものを除く。）	昭和50年
四 登山用ロープ（身体確保用のものに限る。）	昭和50年
五 携帯用レーザー応用装置（レーザー光（可視光線に限る。）を外部に照射して文字又は図形を表示することを目的として設計したものに限る。）	平成13年
六 浴槽用温水循環器（主として家庭において使用することを目的として設計したものに限るものとし、水の吸入口と噴出口とが構造上一体となつていものであつて専ら加熱のために水を循環させるもの及び循環させることができる水の最大の流量が十リットル毎分未満のものを除く。）	平成15年
七 石油給湯機（灯油の消費量が七十キロワット以下のものであつて、熱交換器容量が五十リットル以下のものに限る。以下同じ。）	平成20年
八 石油ふろがま（灯油の消費量が三十九キロワット以下のものに限る。以下同じ。）	平成20年
九 石油ストーブ（灯油の消費量が十二キロワット（開放燃焼式のものであつて自然通気形のものにあつては、七キロワット）以下のものに限る。）	平成20年
十 ライター（たばこ以外のものに点火する器具を含み、燃料の容器と構造上一体となつていものであつて当該容器の全部又は一部にプラスチックを用いた家庭用のものに限る。）	平成22年

政令改正の必要性について

- 磁石製娯楽用品（マグネットセット）については、諸外国においても、各種公的規格を引用する形で、その磁力や大きさ等について法規制が課されて、製造等が制限されている。
- 他方で我が国においては、法的な安全規制が存在せず、近年事故が発生している現状。
- このため、基本的な安全性の確保による事故防止の観点から、消費者への注意喚起のみならず、法に基づき政令で特定製品に指定することによって、販売規制を実施し、安全対策をより強固なものとする必要がある。

指定に係る判断基準と照らした改正の必要性に関して

指定に係る判断基準	当該製品における状況
構造、材質、使用状況等	・ 「構造、材質」については、「<u>小さい複数個の強力な磁石</u>」という製品について、事故が生じている。 ・ 「使用状況」については、乳幼児が、<u>兄妹等の家族向けに購入し、乳幼児の手に届くところで使用されることの多い製品を、保護者が目を離した隙に誤飲することによる事故が多い</u>。また、磁石単体がとても小さい上、磁石の個数が多いため、乳幼児が口に入れて遊んでいたとしても保護者が誤飲に気づきにくく、かつ、初期症状がわかりにくくなっている。このように、予見可能な誤使用により発生する危険を回避する必要がある。
特に危害を及ぼす恐れが多い	・ 「事故が発生した場合生じると考えられる事故のひどさ」については、国内では死亡事例はないが、<u>海外では死亡事故が発生</u>している。 ・ 「危害の頻発度または危害発生の可能性」については、<u>生後6ヶ月頃から3歳までの子供に見られる身の回りにある物を口に入れて調べようとする行動特性</u>によって、<u>兄妹等が乳幼児の近傍で磁石製娯楽用品を使用した際、誤飲が生じている</u>。このように、当該誤飲事故が発生した家庭でのみ発生した特殊な事故ではなく、乳幼児がいる全ての家庭で発生する可能性が高い事故である。



政令の改正による特定製品への指定が必要

磁石製娯楽用品の特定製品への指定について①

- 具体的な政令での規定案及び技術基準省令で規定する予定の内容は以下のとおり。

政令への規定案について

特定製品については、消費生活用製品安全法第2条第2項において、政令に委任されていることから、消費生活用製品安全法施行令（昭和49年政令第48号）別表第一に次の一号を加える。

十一 磁石製娯楽用品（磁石と他の磁石とを引き合わせるにより玩具その他の娯楽用品として使用するものであつて、これを構成する個々の磁石又は磁石を使用する部品が経済産業省令で定める大きさ以下のものに限る。）

- ※ 「経済産業省令で定める大きさ」については、政令の委任により新たに省令を新規に制定する予定。
- ※ 具体的には、ISO8124-1に規定されている小部品シリンダーに収まる大きさ以下のものを対象として規定する予定。
- ※ なお、磁石製娯楽用品の主たる技術基準である磁力は、使用される磁石の種類・大きさに大きく依存するものであり、製品の設計時において、技術基準に定める磁力の均一性を確保するために高度な品質管理能力が求められるものではない。そのため、技術基準への適合性について第三者たる登録検査機関による検査を義務付けなくとも、事業者において十分担保することができることから、特別特定製品には指定しないこととする。

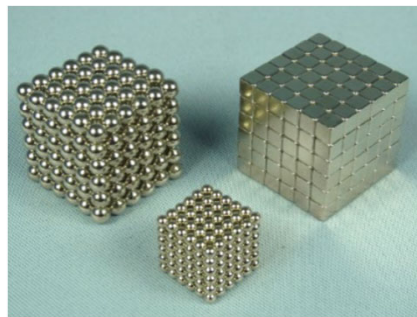
技術基準省令(※)において規定する予定の内容

- ※ 経済産業省関係特定製品の技術上の基準等に関する省令（昭和49年通商産業省令第18号）
- 当該特定製品へ求める技術基準については、ISO8124-1と同様に、磁力の強さについて仮に磁石を誤飲した場合でも体外に自然排出される水準（磁束指数（最大磁束密度の二乗と極の表面積の積）が $50\text{kG}^2\cdot\text{mm}^2$ 未満となること）等を定めることを想定している。
- また、届出の際必要となる型式の区分について、「用途」「製品に使用される磁石の個数」「製品に使用される磁石の種類」「製品に使用される磁石の形状」等を想定している。

磁石製娯楽用品の特定製品への指定について②

- 海外では「磁石おもちゃ」として販売されていた製品が、「ストレス解消」等の健康グッズとの名目で14歳以上を対象として販売されるようになり、カナダや豪州などではそれらを規制対象としたことから、米国も2022年9月に規制を改正し、「精神的刺激」「ストレス解消」等を目的とした製品についても規制の対象とした。これにより、米国では、14歳以上で向けあっても、マグネットセットが強制規格対象となった。
- 2022年6月の経済産業省の要請以降は、我が国のインターネットモール上では「ストレス解消」などを目的に14歳以上向けとしてマグネットセットが販売されており、規制対象品を単に「磁石玩具」と規定した場合には、これらの製品を規制対象とできなくなるおそれがあるため「磁石製娯楽用品」として広く規定する。
- これにより、仮に、マグネットセットがストレス解消等を謳って販売された場合であっても、また、使用対象年齢を14歳以上としたとしても、規制対象となる。
- ネオジム磁石製のマグネットセット（写真）は、技術基準で定める予定の磁束指数 $50\text{kG}^2\cdot\text{mm}^2$ 未満の基準を満たさないことから、今回の政令改正により、14歳以上向けであったとしても販売ができなくなる。

マグネットセット



出典：国民生活センター

(参考) 磁石製娯楽用品に関する各国規制の比較

国	規制等	法的拘束 (強制/任意) 適用範囲	技術基準規制値	対象製品と対象年齢	施行年
米国	CPSIA「消費者製品安全改善法」	(強制) 製造 輸入	ASTM F963-17 (ISO 8124-1、 EN71-1と同様)	ASTM F963-17: 14歳未満の子どもが使用することを意図して作られたマグネットセット(パズル、アクセサリ玩具含む) 「磁気/電気実験セット」はラベル表示により規制を免除(F963-11に対し適用を絞込み) ※2022年10月21日施行の16CFR 1262において、「非玩具製品」のうち、娯楽、ジュエリー、精神的刺激、ストレス解消若しくはそれらの組み合わせの目的で使用するマグネットセットについても規制対象となった。	2009年 (2022年改正)
欧州	「玩具安全指令」 (Directive 2009/48/EC)	(強制) 製造・輸入、流通	ISO8124-1(EN71-1)	専ら子供向けかどうかに関わらず、14才未満の子供が、遊ぶように設計され、又は、これを用途としている製品	2009年
豪州	消費者保護通知2012年第5号 禁止令	(強制) 販売	ISO8124-1(AS ISO 8124-1)	複数の小型の強力磁石(玩具、ゲーム、パズル(精神刺激やストレス解消目的を含む)、組み立てキット、宝石類)の販売を禁止	2012年
ニュージーランド	Unsafe Goods (Small High Powered Magnets) Indefinite Prohibition Notice 2014	(強制) 販売	ISO8124-1 (NZS ISO 8124-1)	小型の強力磁石(玩具、ゲーム、パズル、ストレス解消等のノベルティ、組み立てキット、宝飾類)の販売を禁止	2014年
カナダ	SOR/2018-138 CCPSA	(強制) 製造、輸入 販売	ISO8124-1	14歳未満の子どもが学習又は遊びで使用することを目的とした磁石玩具を規制。 CCPSAでは使用年齢に関わらず、小さい強力磁石玩具の製造、輸入、広告、販売を禁止。	2018年 (2019年改正)
中国	中華人民共和国産品質量法 輸出入商品検査法、輸出入玩具検査監督管理規則	(強制) 製造、輸入 販売、輸出	ISO8124-1 (GB 6675.2 - 2014 玩具の安全)	14歳以下の子どもが使用することを意図して作られた玩具(パズル、アクセサリ玩具を含む)	【中華人民共和国産品質量法】 1993年施行 (2018年改正)
韓国	子供製品安全特別法 子供製品安全特別法施行令 子供製品安全特別法施行規則	(強制) 製造、輸入 販売	ISO8124-1	満13歳以下の子どもが使用することを意図して作られた製品 実験用教材であることを明記すれば、8歳以上に販売可	2015年

出典：消費者安全調査委員会事故等原因調査報告書(令和4年3月24日)を参考に製品安全課作成

吸水性合成樹脂製玩具（水で膨らむボール） について

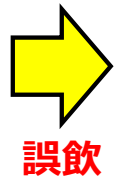
吸水性合成樹脂製玩具（水で膨らむボール）の誤飲事故の概要

- **高吸水性の樹脂**を材料として使用しており、**吸水することで数倍から数十倍**の大きさに膨潤する。
- 膨潤前の直径は数mmから十数mmで非常に小さく、**乳幼児が誤飲する可能性のある大きさ**である。
- **誤飲**すると、消化管内で膨潤し、腸閉塞などに至る可能性がある。
- 膨潤し、腸管を閉塞した場合には自然排出されにくく、外科的手術により摘出する必要がある。

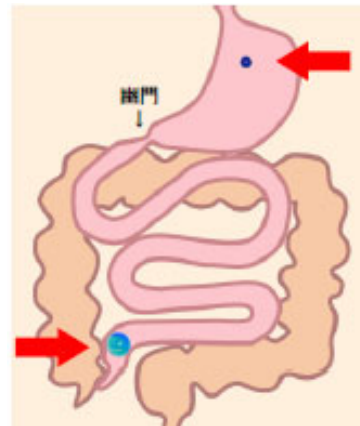
事故発生までの流れ



製品例：国民生活センター



誤飲



消費者庁
「磁石」や「吸水樹脂ボール」の誤飲に注意！



事故発生



日本小児科学会「Injury Alert（傷害速報）」
No. 109 高吸水性樹脂球の誤飲による腸閉塞

- 直径数mmから十数mm程度の球体
- 高吸水性樹脂と呼ばれる材料を使用し、吸水することで**吸水前の数倍から数十倍の大きさに膨潤する**

- **体液を吸収し、消化管内で膨潤する**
- 狭い腸管内で詰まった場合には、**自然排出されにくい**

- 消化管内で膨潤し、留置されることにより**機械的腸閉塞**を引き起こす
- 摘出には医療機関において**外科的手術が必要**

水で膨らむボールの誤飲による事故事例

- 医師からの事故情報提供窓口（国民生活センター）や医療機関ネットワークにおいて、**令和3年に合計4件の事故事例が報告**されている。
- そのうち、**令和4年2月には、消費生活用製品安全法の重大製品事故として1件報告**（下記事例3）されており、**当該製品はその後リコール**されている。
- 市販品の水で膨らむボールは、**カラフルで子どもの注意を惹きやすい**製品となっており、お菓子等と間違えて子どもが**誤飲する可能性**がある。
- マグネットセットと同様で、製品が複数個で構成され個々のサイズも小さいことから、誤飲した際に**保護者が気づきにくい**。

具体的な事故内容				※国民生活センター提供情報並びに 消費生活用製品安全法第35条及び第36条に基づき報告・公表された重大製品事故情報の一部を抜粋し作成
	発生年月	被害者 年齢	購入場所・ 購入理由	事故の詳細
事例1	令和3年 6月	0歳 11ヶ月	100円ショップ・不明	自宅の庭で上の子と遊んでいたとき、水で膨らむボール状の樹脂製玩具を食べていた可能性があった。その夜から嘔吐があり、嘔吐物の中に当該品の一部があった。病院を受診し、検査を受けたところ腸閉塞が認められ開腹での手術を行った。小腸内に当該品が直径30mm大に拡張し、通過障害を起こしていた。腸の外から下行結腸まで押し込んだところ、手術後に便とともに排出された。
事例2	令和2年 9月	1歳 7ヶ月	100円ショップ・不明	発熱や咳が繰り返し、翌日から嘔吐症状と食欲低下。翌々日、咳が治らず、入院。その翌日、検査で腸管が拡張する様子がみられたこと、検査で小腸先端に異常がみられたこと、また、閉塞が疑われたことから、同日、転院搬送され、緊急手術を行い異物を摘出。摘出された異物は4cm×2.5cm大の鶏卵型の樹脂製の物質。
事例3 (重大製品事故)	令和3年 12月	1歳	100円ショップ・不明	幼児（1歳）が当該製品を複数個誤飲し、負傷した。幼児が当該製品を飲み込み、腹部で膨脹したものと推定されるが、当該製品の膨張度がST基準を満たしていなかったことも事故発生に影響したものと考えられる。輸入事業者である株式会社久野貿易商会は、再発防止措置として2022年3月23日より販売を停止するとともに製品の回収を開始している。また、回収については自社ホームページで告知するとともに販売店でポップ表示を行っている。

政令改正の必要性について

- 吸水性合成樹脂製玩具（水で膨らむボール）についても、諸外国においても、子どもの誤飲事故につながる危険な製品を対象とし、法規制が課されて流通が制限されている。
- 他方で我が国においては、法的な安全規制が存在せず、近年事故が発生している現状。重大製品事故が発生した製品はリコールしているが、同様の製品が販売される可能性がある。
- このため、基本的な安全性の確保による事故防止の観点から、消費者への注意喚起のみならず、法に基づき政令で特定製品に指定することによって、販売規制を実施し、安全対策をより強固なものとする必要がある。

指定に係る判断基準と照らした改正の必要性に関して

指定に係る判断基準	当該製品における状況
構造、材質、使用状況等	・ 「構造、材質」については、「<u>吸水前に乳幼児が誤飲する可能性のある大きさの吸水性合成樹脂製玩具</u>」という製品について、事故が生じている。 ・ 「使用状況」については、乳幼児が、<u>兄妹等の家族向けに購入し、乳幼児の手に届くところで使用されることの多い製品を、保護者が目を離した隙に吸水前に誤飲することによる事故が多い</u>。また、個々の製品は小さく、数も多いため、保護者が誤飲に気づきにくく、かつ、初期症状がわかりにくくなっている（吸水性合成樹脂製玩具は、レントゲンやCT等の放射線画像に写りにくいという性質があるため、誤飲したという本人や保護者からの申告がない限り、対応が遅れる可能性がある）。このように、予見可能な誤使用により発生する危険を回避する必要がある。
特に危害を及ぼす恐れが多い	・ 「事故が発生した場合生じると考えられる事故のひどさ」については、腸閉塞を放置すると、腸が破裂し腹膜炎などの重症化につながり、最悪の場合は死亡する可能性がある。一旦腸閉塞を引き起こした場合は、開腹手術による処置が必要となる可能性が高く、対応が早急に求められる。 ・ 「危害の頻発度または危害発生の可能性」については、<u>生後6ヶ月頃から3歳までの子供に見られる身の回りにある物を口に入れて調べようとする行動特性</u>によって、<u>兄妹等が乳幼児の近傍で吸水性合成樹脂製玩具を使用した際、誤飲が生じている</u>。このように、当該誤飲事故が発生した家庭でのみ発生した特殊な事故ではなく、乳幼児がいる全ての家庭で発生する可能性が高い事故である。



政令の改正による特定製品への指定が必要

吸水性合成樹脂製玩具の特定製品への指定について①

- 具体的な政令での規定案及び技術基準省令で規定する予定の内容は以下のとおり。

政令への規定案について

特定製品については、消費生活用製品安全法第2条第2項において、政令に委任されていることから、消費生活用製品安全法施行令（昭和49年政令第48号）別表第一に次の一号を加える。

十二 吸水性合成樹脂製玩具（吸水することにより膨潤する合成樹脂を使用した部分が吸水前において経済産業省令で定める大きさ以下のものに限る。）

- ※ 「経済産業省令で定める大きさ」については、政令の委任により新たに省令を新規に制定する予定。
- ※ 具体的には、ISO8124-1に規定されている小部品シリンダーに収まる大きさ以下のものを対象として規定する予定。
- ※ なお、吸水性合成樹脂製玩具の主たる技術基準である吸水時の膨張率は、使用される吸水性合成樹脂それ自体の性質に大きく依存するものであり、製品の設計等において、技術基準に定める膨張率の均一性を確保するために高度な品質管理能力が求められるものではない。そのため、技術基準への適合性については、第三者たる登録検査機関による検査を義務付けなくとも、事業者において十分担保することができることから、特別特定製品には指定しないこととする。

技術基準省令(※)において規定する予定の内容

- ※ 経済産業省関係特定製品の技術上の基準等に関する省令（昭和49年通商産業省令第18号）
- 当該特定製品へ求める技術基準については、最新のISO8124-1に整合した形で**合成樹脂の吸水率について仮に誤飲した場合でも体外に自然排出される水準（いずれの寸法も50%を超えて膨潤しないこと）**等を定めることを想定している。
- また、届出の際必要となる型式の区分について、「製品に含まれる合成樹脂を使用した部分の個数」「合成樹脂の種類」「製品の構造」「膨潤後の玩具の形状」等を想定している。

吸水性合成樹脂製玩具の特定製品への指定について②（各国との比較）

- 水で膨らむボール（写真）については、諸外国でも玩具についてのみ強制規格対象として規制（ISO8124-1準拠）しているため、日本でも玩具を規制対象とする。
- 水で膨らむボールは、技術基準で定める予定の50%を上回り膨張することから、技術基準を満たすことができず、今回の政令改正により、販売ができなくなる。

水で膨らむボール



出典：国民生活センター

（諸外国の規制動向）

国	規制等	法的拘束力 (強制/任意) 適用範囲	技術基準規制値	対象製品と対象年齢	施行年月等
米国	CPSIA「消費者製品安全改善法」	(強制) 製造 輸入	ASTM F963-17	ASTM F963-17：14歳未満の子どもが使用することを意図して作られた玩具	2018年
欧州	「玩具安全指令」 (Directive2009/48/EC)	(強制) 製造、輸入、 流通	ISO8124-1 (EN71-1)	専ら子供向けかどうかに関わらず、 14才未満の子供が、遊ぶように設計され、又は、これを用途としている製品	2009年
豪州	消費者保護通知2003年第 14号 消費者製品安全基準 ACCC	(強制) 販売	ISO8124-1(AS ISO 8124-1)	3歳以下の子どもが使用することを意図して作られた玩具	2005年

今後のスケジュールについて

今後のスケジュール

- 令和5年1月30日（本日） 消費生活用製品安全法第47条第1項の規定に基づき、消費経済審議会への諮問・答申
- 令和5年2月初旬（予定） パブリックコメント開始
- 令和5年3月末（予定） 改正政令の閣議決定・公布
- 令和5年5月1日（予定） 改正政令の施行

※施行前に製造・輸入された製品については、6ヶ月の経過措置を設ける予定

消費生活用製品安全法

（消費経済審議会への諮問等）

第47条第1項 主務大臣は、第二条第二項から第四項までの政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、消費経済審議会に諮問しなければならない。